

東北地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 審議概要

開催日及び場所	令和5年7月19日（水） 東北地方整備局 会議室	
委員	部会長 砂田 洋志 【（国）山形大学 人文社会科学部 教授】 部会長代理 真田 昌行 【弁護士】	
審議対象期間	令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日 （上記期間に契約締結した案件を審議）	
審議案件	総件数 6件 （別紙－1 審議案件一覧のとおり）	
工 事	一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象）	0件
	一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象以外）	4件
	工事希望型競争入札	0件
	指名競争入札	0件
	随意契約	0件
	建設コンサルタント業務等	1件
	役務の提供等及び物品の製造等	1件
		（備考） ・審議に先立ち、次の(1)～(8)について、報告を行いました。 (1) 工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況 (2) 指名停止等の運用状況 (3) 談合情報等の対応状況 (4) 再度入札における一位不動状況 (5) 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 (6) 一者応札の発生状況 (7) 不調・不落の発生状況 (8) 高落札率の発生状況
委員からの意見・質問、それに対する説明・回答	別紙－2のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	今回の審議案件について、意見の具申又は勧告事項はありません。	

審議案件一覧

【工事】

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を 確認した者 の数	入札参加 者数	契約 締結日	契約の相手方	契約 金額 <small>(単位：千円)</small>	落札率 <small>(単位：%)</small>	備考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	八戸港八太郎・河原木地区航路泊地(埋没)浚渫工事	港湾等しゅんせつ工事	1者	1者	R4.10.24	みらい建設工業(株)	297,000	98.66	八戸港空
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	仙台塩釜港仙台区向洋地区岸壁(-14m)基礎(改良)外工事	港湾土木工事	4者	3者	R5.3.20	五洋建設(株)	414,898	89.76	塩釜港空
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	秋田港外港地区防波堤(第二南)築造工事	港湾土木工事	7者	7者	R5.3.20	東洋建設(株)	501,589	91.49	秋田港湾
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	相馬港本港地区防波堤(沖)(改良)上部外工事	港湾土木工事	5者	4者	R5.3.9	五洋建設(株)	253,000	95.74	小名浜港湾

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業務名	業種区分	手続きへの参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	技術提案書の提出者数	契約 締結日	契約の相手方	契約 金額 <small>(単位：千円)</small>	落札率 <small>(単位：%)</small>	備考
一般競争入札方式	能代港出張所庁舎改修実施設計	建設コンサルタント等	2者	2者	R5.2.22	秋田県建築設計事業協同組合	4,950	94.53	秋田港湾

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業務名	業務分類	競争参加資格を 確認した者 の数	入札参加 者数	契約 締結日	契約の相手方	契約 金額 <small>(単位：千円)</small>	落札率 <small>(単位：%)</small>	備考
一般競争入札方式	仙台塩釜港港湾業務艇「ひより」修理	役務の提供等	1者	1者	R4.10.14	(株)鈴木造船所	9,768	92.78	仙台技調

1. 報告	
意見・質問	説明・回答
・なし	

2. 審議	
意見・質問	説明・回答
1 八戸港八太郎・河原木地区航路泊地(埋没)浚渫工事	
<p>・入札参加者が一者になってしまった理由や事情について、把握している範囲で教えてほしい。</p> <p>・落札率が98.66%とかなり高くなった理由について、どのようなことが考えられるか。</p> <p>・ポンプ浚渫船を所有している会社は、八戸港以外の地域にもあるのか。</p> <p>(八戸港に在場するポンプ浚渫船は1隻だけとの説明を受けて)</p> <p>・八戸港に在場するポンプ浚渫船を所有していないと、現実問題として受注は難しいのではないか。</p>	<p>・この工事は8,000馬力のポンプ浚渫船1隻を使って施工するものです。今回の受注者であるみらい建設工業は、自社の100%子会社が所有するポンプ船を利用して施工するということになっておりました。ただ、当局としては、八戸港に在場しているポンプ船は、みらい建設工業以外の会社も利用可能と考えており、さらに過去には複数の入札参加者があった実績や、浚渫船を所有していない会社が受注した実績もありますので、競争性は確保できていたと考えております。</p> <p>・また、入札時期が10月であったことから、他工事の施工が数多く行われていたこともあり、浚渫経験のある技術者の配置が、時期的に難しいものであったと考えております。</p> <p>・実際の応札額の詳細までは確認しておりませんが、当局の入札手続きにおいては、積算基準や、各種工種の単価の公表、見積参考資料による積算体系の開示など、発注者側の積算に関する条件明示を全て行っております。さらに、契約締結済みの工事については、ホームページにて設計書を全て公表しておりますので、落札者は高い精度の積算が可能となっていると承知しております。</p> <p>・本工事は、海上工事であるため、荒天待機のリスク等を勘案し、高い落札率になったのではないかと推測しております。</p> <p>・八戸港以外の地域に、他社が所有しているポンプ浚渫船があります。福岡県北九州港、山口県徳山下松港、あとは兵庫県の方に8,000馬力のポンプ浚渫船が在場していることは承知しております。八戸港はこの1隻だけです。</p> <p>・当局としましては、小名浜港で過去にポンプ浚渫船を使って施工する工事を発注しましたが、そのときはポンプ浚渫船を所有していない会社が受注し施工しておりますので、八戸港においても、ポンプ浚渫船を所有していない会社が受注する機会は大いにあったものと認識しております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、馬淵川の土砂の堆積があるということは、この浚渫工事は毎年行うという認識でよいか。 <p>(毎年工事を行うものではないとの説明を受けて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも2年に1回、若しくは3年に2回位の発注になるかと認識しているが、令和2年度はどこが受注したのか。 <p>(同じ会社が受注しているとの説明を受けて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が増え競争性を確保することができるように、何か工夫を行っていることはあるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格要件を緩和するなど努力をしたが、結果的に入札参加者が少なかったという理解でよいか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎年行っている工事なのであれば、排砂管は据え付けたままでもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は浚渫工事の発注は行いませんでした。 ・毎年同じ量の浚渫を行うものではなく、土砂処分場の埋立整備も並行して行っており、そちらの工事との兼ね合いがあるため、毎年発注を行うというものではありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、入札参加者は2者おりましたが、受注者はみらい建設工業でした。 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格要件を緩和し、より多くの入札参加が見込めるよう工夫しております。 ・今回、競争参加資格要件を設定した際に、当該工事の規模と同等程度の浚渫量ではより多くの入札参加を見込むことが困難と考え、浚渫量については施工規模よりも少ない36,000m³以上とし、排砂管をもって土捨するものとして、過去実績から入札参加が可能な対象企業を検索したところ、9者となりました。これでは不十分と考えられたため、さらに競争性を高めるために、排砂管による土捨に関しては設定から外し、浚渫量をさらに少ない24,000m³として、再度検索したところ、対象企業が15者となったことから、緩和した要件で設定しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・排砂管は、船舶の航行の妨げとなることから、工事で設置した後、施工完了後はその工事で撤去しております。
---	---

2 仙台塩釜港仙台港区分洋地区岸壁(-14m)基礎(改良)外工事

<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者4者のうち、1者が辞退しているが、辞退した理由はどういったものなのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者4者のうち、1者が予定価格超過となっているが、単価等を公表しているなかで予定価格が超過となるのはどういった理由が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該辞退者については、入札書提出前の辞退でしたが、辞退理由をヒアリングしたところ、配置予定技術者について、別件工事を落札したことから、そちらの工事に配置することになり、同等の技術者を確保することが困難となったことから、本件の入札を辞退したというものでした。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札金額の詳細は把握しておりませんが、当該工事は供用中の第2バースと挟まれた範囲、延長が25m程度の少ない範囲の中に、様々な工種が入っており、狭隘な範囲で多工種且つ複雑な施工を行うものとなっております。こういった工事においては、現場の施工管理能力が非常に重要になると認識しておりますが、現場の担当技術者のマネジメント能力の差が、施工に対する費用の差に表れてきているものと考えております。なお、工事費内訳書を確認したところ、落札した五洋建設は、現場管理費が入札参加者のうち最も安いものとなっており、予定価格を超過した東亜建設工業は、発注者側の積算額と比べて高い金額となっております。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の五洋建設は、調査基準価格ぎりぎりの入札額となっているが、理由としてどのようなことが考えられるか。 ・本工事は、工事概要の説明にあったとおり、海側からも陸側からも施工する必要があり、さらに狭隘な範囲で様々な施工を行うことから、難工事で高い技術力を求められる工事であったと推察するが、落札者の五洋建設は技術点で30点中29点と高い点数が付けられている。技術提案において五洋建設は他社と比べて相当に優れている部分があったということなのか。 <p>(評価の説明を受けて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札決定後に公開される情報として、このように技術力が高いと評価した施工方法についても公開するものなのか。公開すれば、より良いかたちで次の工事に反映されるものと思われる。 ・点数が公開されるだけで、細かいところは秘密ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の施工管理能力に優れた技術者が担当することによって、調査基準価格ぎりぎりのラインで入札することが可能となったものと推察します。 ・今回の技術提案では2つの工夫を求めることとしましたが、提出された技術提案は、地盤改良の品質確保において必要とされる改良部位の鉛直性を重視したものとなっており、さらに手順等がより具体的な記載となっていたことから、発注者が求めるものに沿った内容であったため、ほぼ満点に近い評価を行いました。 ・技術提案は、企業が有する固有の技術力に関する情報が含まれており、企業の秘密情報にあたるものであるため、公開しておりません。よって、提案内容は公開されず、総合評価の点数のみが公開されるかたちとなります。 ・その通りです。
--	---

3 秋田港外港地区防波堤(第二南)築造工事

<ul style="list-style-type: none"> ・入札調書を見ると、入札に参加した7者のうち、5者の入札金額が調査基準価格と同額、その他の2者がそれよりも1万円高い金額で同額であり、ほぼ同じ入札金額となっている。総合評価点で最終的に東洋建設が落札となっており、そういう意味では総合評価において競争性が高かったものと推察するが、総合評価の内容について説明をお願いしたい。 ・各社とも入札金額が同じような金額となっている点については、どのような理由が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事では、2つのテーマを設定し技術提案を求めており、それぞれ20点ずつの配点で合計40点満点の加算点としました。加算点の1位は東洋建設で28点でした。こちらについては、1つ目のテーマの工夫について妥当であると評価したことから、高得点につながった理由となっております。ただし、2つ目のテーマの工夫については、テーマに十分に則していない内容であったため、点数を低く評価しております。また、他の者についても、同様に技術提案がいずれかのテーマにおいてあまり則していない内容のものが多く、結果として東洋建設と同点の評価となった者も複数者おりましたので、技術提案自体は各社ともそれほど差はついておりません。 ・その他に考えられる要因として、企業の技術力や配置予定技術者の施工経験などにおいて差がついたものとなっております。 ・当局の積算については、考え方や単価等がほぼ公表されている状態となっており、各社とも高い精度の積算を行うことができる環境となっておりますので、そういった積算をしっかりとやっていけば、調査基準価格と同額となるケースも多々あるものと認識しております。 ・今回のケースについても、各社とも受注意欲が高いことの表れとして、こういった入札金額となったものと推察しております。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価においては、工夫に関する加算点の付け方が細かく設定されているが、それぞれの点数を付けることの判断基準はどういったものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書において、加算点付与の考え方として「技術提案内容の妥当性（標準案との相違点、工事の特徴や現場条件の考慮、着目対象としての明確化などを含む）、工事の品質向上（作業の効率性、安全性、環境への影響、工事目的物の性能、機能の向上などを含む）、期待される効果等を総合的に評価を行い加算点を与える。」としております。 ・提出された技術提案書において、それらが具体的に細かく記載されており、提案としてしっかりとなされているものであれば、より高い点数を付けております。ただし、何かしらの記載が欠けていると判断した場合は、内容に応じた点数を付けております。
--	--

4 相馬港本港地区防波堤(沖)(改良)上部外工事

<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者5者のうち1者辞退しているが、理由についてヒアリングしていれば教えてほしい。 ・1者については無効とされているが、理由を教えてください。 ・2者が予定価格超過となっているが、どのような理由が考えられるか。 ・難しい工事になればなるほど、いろいろな施工方法が想定でき、結果として難しい施工方法を選択すれば予定価格超過につながり、効率的な施工方法を選択できれば入札額を抑えて落札できる可能性が高まるというように解釈するが、発注者側で積算する当たっては、いろいろな工法を想定して行うものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該辞退者については、入札書提出前の辞退でしたが、辞退理由をヒアリングしたところ、社内規定の利益率を確保できないことが判明したことから、本件の入札を辞退したというものでした。 ・入札書に添付し提出することを求めました「提案値提出書」が未提出であったため、入札説明書及び入札心得に基づき、無効としております。 ・通常、防波堤の上部工事においては、波の当たらない港内側に起重機船を設置し上部工を施工しますが、当該防波堤においては、港内側に消波ブロックを設置している特殊な防波堤であるため、発注者側の積算では、港内側に船を設置できないため、波浪の影響を受けやすい港外側から、大型起重機船を利用して施工するものとして想定しておりました。 ・受注した五洋建設は、波浪の影響を回避するため、上部工の施工機械である型枠組み立てクレーン、圧送ポンプ車、ミキサー車を防波堤上に設置し施工しており、必要となる費用を計上したものと考えられます。 ・予定価格を超過した2者についても、おそらく発注者側で想定していた施工方法と異なる施工内容で想定し入札したことにより、予定価格を超過することとなったものと考えられます。なお、工事費内訳書を確認したところ、直接工事費、現場管理費、一般管理費等それぞれの項目において、発注者側の積算額と同額の部分もあれば、各社によって高い低いといった部分もございました。 ・基本的には、積算基準に基づいて積算するため、標準的な工法を想定して積算を行います。ただし、今回のように施工条件が積算基準にない場合は、独自に積算基準以外の歩掛を想定し、積算を行っております。
---	--

<p>(積算方法の説明を受けて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい工事になると、企業側が予定価格に見合う範囲でいろいろな施工方法を選択して行く可能性があつて、それは想定できないと思われるが、発注者側はあくまでも標準と考えられる内容で積算を行うということか。 ・今回と同じように、施工条件等によって発注者側で想定する標準的な施工方法と応札者側で想定する施工方法とが異なってくることは、今後も起こりうると思われる。 ・応札者側で効率的な施工方法を選択し施工するに至った場合、今後の工事において活かせる部分もあるように思われるが、先ほどの説明にあつたとおり、公開する情報に制限があることから、今後反映することは難しいものとなるのか。 ・反映することができれば、工事の費用低減にもつながり、今回のような高落札率・予定価格超過といった事象も解消につながると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 ・技術提案に関する情報は、企業が有する固有の技術力に関する情報が含まれており、企業の知的財産に該当する秘密情報であるため、公開しておりません。 ・各種技術については一般化されていく傾向にあるため、いずれは標準的な施工方法として認知され、反映されることになるものと考えております。
---	--

<p>5 能代港出張所庁舎改修実施設計</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な建築工事の設計業務と思われるが、それにもかかわらず、入札参加者が2者であったことについて、どのような理由が考えられるか。 ・入札参加者2者のうち、1者が予定価格超過となったが、考えられる理由について判る範囲で教えてほしい。 ・発注時期に学校関係の案件が多くあつたとのことだが、発注時期をずらせば、もう少し入札参加者が増えるなど競争性を確保することができたということもあり得るか。 ・品質確保基準価格とは、調査基準価格と同じような意味合いのものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細までは確認しておりませんが、発注時期において、県内で他の建築設計業務が混み合っていた、特に学校関係の案件が多くあつたと聞いております。その中で、比較的小規模であつた当設計業務を受注するにあたり、技術者の確保や適正な利潤の確保について、各社において勘案された結果と考えます。 ・発注者側の積算に関する基準や各種単価は公表されておりますので、予定価格については、高い精度で予測可能であつたと思われまふ。そのうえで、技術者の確保や適正な利潤の確保を勘案し入札に臨まれたのではないかと推察しております。 ・発注前に、入札参加が可能と想定する者へ事前にヒアリングを行い、この時期であれば応札可能との確認がとれたためこの時期の発注といたしました。それでも結果的に入札参加者が2者しかいなかったというものでした。 ・その通りです。本業務の予定価格が、法令で定める、調査基準価格を設定することとする予定価格に満たないものであつたことから、運用として、同じような対応をとるものとして、品質確保基準価格という名称で使い分けております。

6 仙台塩釜港港湾業務艇「ひより」修理

・入札参加者が1者のみとなっているが、どのような理由が考えられるか。

・定期検査、中間検査、維持修理というように、毎年のように修理工事があるようだが、だいたい同じ者が受注しているものなのか。

(だいたい同じ者が毎年受注しているという説明を受けて)

・もう少し競争性が確保されるように、工夫できることは何か考えられるか。

・そういった要件緩和策を講じたが、今回は結果的に1者応札であったということか。

・理由の1つとしては、各造船所のドックの空き状況によるものと考えます。

・実際には各造船所ごとに得意不得意、例えば大型船が得意だとか漁船が主だとか、各機関メーカーによっては日頃の取り扱いの有無による難易等があると思われ、過去に受注実績のある者以外は、官公庁の小型船の修理に興味を示していない可能性が考えられます。

・だいたい同じ者が受注しております。

・船舶修理の発注にあたっては、過去に求めていた要件である、造船所や上架施設にかかる地理的な要件を設定しないこととし、要件を緩和しております。

・船舶の修理を行うにあたり、過去には受注者の造船所等まで回航することとしていましたが、基地港所在県又は隣接県、今回は宮城県又は岩手県、福島県の受注者造船所まで、発注者が往復回航することとしました。

・船舶の製造を行う技術力を有する者は、船舶の修理も可能な者であると考え、資格要件として、従来から求めていた船舶整備に関する「役務の提供等」に加え、船舶類の「物品の製造」の有資格者も含めて競争参加資格を拡大しております。

・発注等級についても、発注標準等級であるC等級のみならず、A等級からD等級まで全ての有資格者に拡大して、幅広く参加者を募っています。

・その通りです。